

京都市選挙管理委員会告示第28号

平成15年10月21日京都市選挙管理委員会告示第20号（農業委員会等に関する法律に基づいて行う選挙の投票区の決定）の一部を次のように改めます。

平成19年1月16日

京都市選挙管理委員会
委員長 辻川 仁一

「1 京都市農業委員会第1区選挙区」を「1 第1区選挙区」に改める。

第2区選挙区の第11投票区の項中「桂徳大寺町」の右に「桂徳大寺北町，桂徳大寺南町，桂徳大寺東町」を加える。

「3 京都市農業委員会第3区選挙区」を「3 第3区選挙区」に，同選挙区の第3投票区の項中「下鳥羽柳長町，下鳥羽三町」を「下鳥羽東柳長町，下鳥羽西柳長町，下鳥羽南柳長町，下鳥羽北三町，下鳥羽中三町，下鳥羽南三町」に，「下鳥羽円面田町」を「下鳥羽北円面田町，下鳥羽中円面田町，下鳥羽南円面田町」に改め，「下鳥羽六反長町」の右に「下鳥羽南六反長町」を加え，「下鳥羽須釜町，下鳥羽松若町」を削る。

同選挙区の第4投票区の項中「寝小屋町」を「北寝小屋町，南寝小屋町」に改める。

（選挙管理委員会事務局選挙課）